

鳥取縣公報

條例

◇鳥取縣條例第五十四号

鳥取縣建築基準條例を次のように定める。

昭和二十五年十二月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣建築基準條例

第一章 総則

(目的)

第一條 この條例は、建築基準法(昭和二十五年法律第

二二一號、以下「法」という。)第四十條及び第四十

三條及び第八十三條の規定に基き、法に定めるもの

除く外、建築物の敷地及び構造又は建築審査会に關し
て必要な事項を定める目的とする。

第二章 特殊建築物に対する制限

(木造の特殊建築物)

第二條 法第六條第一項第一号の規定に掲げる用途に供する木造の特殊建築物の屋根は、不燃材料で造り又はふかなければならない。

(公衆浴場等の煙突)

第三條 公衆浴場その他多量の燃料を使用する建築物の煙突は、高さ十五メートル以上としなければならない。

(特殊建築物の敷地と道路との関係)

第四條 都市計画区域内における法第三十五条の規定に掲げる建築物の主要出入口の面する側の敷地が接する道路は、有効幅員四メートル以上の道路とし、当該建築物の主要出入口の面する側の敷地が道路上に接する部分の長さは、左の各号に定めるところによらなければならぬ。

本書ノ大キサハ國定規格A五判

昭和二十五年十二月十六日
号 外 土曜日

一、学校、病院、百貨店、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、若しくは寄宿舎の用途に供する特殊建築物又は延べ面積（同一敷地内に二以上の棟をなす建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）が千平方メートルをこえる建築物にあつては三メートル以上

二、劇場、映画館、演芸場、観覧場又は公会堂の用途に供する特殊建築物にあつては、当該建築物の敷地周囲の延長の六分の一以上

2 前項第一号に掲げる建築物の敷地には、その建築物的主要出入口の前面に、左の表に掲げる上欄のものはそれぞれ下欄に定める空地を設けなければならない。但し当該建築物の主要構造部が耐火構造であり、又は不燃材料で造られている場合で、高さ三、五メートル以上の空間があり且つ、左の各号に定める面積の廣場を有する場合においてはこの限りでない。

客席の床面積の合計	幅	前 面 (間口)	空 地 (奥行)
五百平方メートル以上	八メートル以上	五メートル以上	
五百平方メートル未満	五百平方メートル以上	五メートル以上	三メートル以上
二百平方メートル以上	四メートル以上	二メートル以上	
二百平方メートル未満	四メートル以上	二メートル以上	

(自動車車庫の敷地と道路との関係)
第五條 自動車車庫の床面積の合計が二十平方メートルをこえるものにおいては、左の各号の一に該当する道路に接する敷地に建築してはならない。但し交通の安全上支障がない場合においてはこの限りでない。

- 一、幅員六メートル未満の道路
二、道路上に設ける電車停留所又は引返場、安全地帯、横断歩道、橋詰若しくは踏切から二十メートル以内の道路

三、道路上に設ける電車停留所又は引返場、安全地帯、横断歩道、橋詰若しくは踏切から二十メートル以内の道路

二、道路の交叉点、曲角又は急坂

三、道路上に設ける電車停留所又は引返場、安全地帯、横断歩道、橋詰若しくは踏切から二十メートル以内の道路

四、公園、小学校、幼稚園その他これらに類する施設的主要出入口から二十メートル以内の道路

五、前各号に定めるものを除く外、交通上支障がある道路

と認めて知事が指定したもの

2 自動車車庫の敷地には、その建築物の前面に沿い、左の表に掲げる上欄のものは、それぞれ下欄に定める空地を設けなければならない。

床面積の合計

空地の長さ（奥行）
二十平方メートル以上 三メートル以上

二十平方メートル未満 二メートル以上

3 前條第二項但し書の規定は、前項の規定に準用する。但しこの場合「三、五メートル以上」とあるは「四メートル以上」と読み替えるものとする。

第三章 建築審査会

(建築審査会の設置)

第六條 法第七十八条の規定により鳥取縣建築審査会

(以下「審査会」という。) を置く。

(組織)

第七條 審査会は委員五名をもつて組織する。

(幹事及び書記)

第八條 審査会に委員の外幹事及び書記若干名を置き知

第十一條 審査会に出席した委員の費用弁償は、鳥取縣旅費支給條例(昭和二十五年八月鳥取縣條例第三十二号)の例により支給する。

(会議の招集)

第十二條 会長は左の各号の一に該当する場合はすみやかに審査会を招集しなければならない。

00883

十七條第二項の規定に基いて知事から同意を求められたとき

二、法第九十四條第一項の規定に基く異議の申立がつたとき

三、知事から諸問があつたとき

四、委員の半数以上から審査会に附議する事案を示して招集の請求があつたとき

2 会長が必要あると認める場合は隨時審査会を招集することができる

3 会長は前各項の審査会の議長となる

4 会長は審査会を招集する場合は緊急止むを得ないときを除く外、あらかじめ議事事項及び期日を定めて開会の二日前までに委員に通知しなければならない。

(議事及び議決)

第十三條 審査会は委員の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。

2 議事に出席委員の過半数で決し可否同数のときは会長の決するところによる。

(議事及び議決)

第十三條 審査会は委員の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。

2 議事に出席委員の過半数で決し可否同数のときは会長の決するところによる。

00887

◆鳥取縣條例第五十五号

鳥取縣建築代理業條例を次のように定める。

昭和二十五年十二月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣建築代理業條例

第一章 総則

(目的)

第一條 この條例は建築代理の業務を行う者の資格を定めて、その業務の適正を図りもつて建築物の質の向上に寄与させることを目的とする。

(定義)

第二條 この條例で「建築代理」とは、他人の委任を受けて建築に関する法令に基く顧、届若しくは手続の書類を作成し又は手続の代理をすることをいう。

2 この條例で「建築代理業者」(以下「代理業者」といふ。)とは、知事の登録を受けて建築代理を業とする者をいう。

建築設計若しくは施工を業とする者がその業務に附隨者をいう。

(會議錄)

第十四條 会長は會議錄を調整し會議の次第及び出席委員の氏名を記載しなければならない。

2 會議錄には会長及び出席委員二名以上が署名捺印しなければならない。

(運営の細則)

第十五條 この條例に定めるものゝ外議事運営に關し必要な事項は会長の決するところによる。

2 会議錄には会長及び出席委員二名以上が署名捺印しなければならない。

3 会長は前各項の審査会の議長となる

4 会長は審査会を招集する場合は緊急止むを得ないときを除く外、あらかじめ議事事項及び期日を定めて開会の二日前までに委員に通知しなければならない。

(議事及び議決)

第十六條 第一條から第五條までの規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

2 会長は審査会を招集する場合は緊急止むを得ないときを除く外、あらかじめ議事事項及び期日を定めて開会の二日前までに委員に通知しなければならない。

(罰則)

第十六條 第一條から第五條までの規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

附 則

この條例は公布の日から施行する。

2 会長は審査会を招集する場合は緊急止むを得ないときを除く外、あらかじめ議事事項及び期日を定めて開会の二日前までに委員に通知しなければならない。

(登録の申請)

第十九條 前條の登録を受けようとする者は、様式第一号による登録申請書に履歴書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 前項の登録の有効期間は二年とする。

3 代理業者は事務所毎に業務管理者を置かなければならぬ。但し業務管理者を兼ねるときはこの限りでない。

4 代理業者は事務所毎に業務管理者を置かなければならぬ。但し業務管理者を兼ねるときはこの限りでない。

2 業務管理者として、建築代理士又は建築士を使用するときは、前項の外當該建築代理士又は建築士の承諾書を添えなければならない。

3 法人の場合にあつては、前二項の外その定款の寫及び役員名簿を添えなければならない。

(欠格事由)

第五條 左の各号の一に該当する者は、代理業者になることができない。

一 未成年者

二 禁治産者又は準禁治産者

三 第三十四條又は第二十五條の規定により、登録を取り消されてから一年を経過しない者

四 建築物の建築に關し、犯罪又は不正の行為があつた者で、建築代理の業務を行うに適しないと認められる者

(登録証の交付)

第六條 知事は第四條の申請があつたときは、建築代理業者名簿に登録し、様式第一号による登録証を交付す

2 前項の登録証の交付を受けた者は、千五百円の登録手数料を縣に納付しなければならない。但し建築士については五百円とする。

(登録証の書換及び再交付)

第七條 代理業者は、前條の登録証の記載事項に変更を生じたときは登録証を汚損し若しくは失つた場合は、二十日以内にその事由を記載し、書換又は汚損の場合には登録証を添えて、知事にその書換又は再交付を申請しなければならない。

2 代理業者は、前項の規定によつて、登録証の再交付を申請した後、失つた登録証を発見したときは、五日以内にこれを知事に返還しなければならない。

3 第一項の申請をしようとする者は、二百円の登録証書換又は再交付手数料を縣に納付しなければならない。

第三章 試験

(建築代理士の資格)

第八條 左の各号の一に該当する者でなければ、建築代理業者には登録することができない。

理士になることができない。

一、第十條の規定による試験に合格した者

二、次のいずれかに該当する者で、知事が前号と同等以上の能力を有すると認定した者

イ 旧専門學校令による専門學校又はこれと同等以上の學校において正規の建築又は土木に關する課程を修めて卒業した後、建築に關して二年以上の実務の經驗を有する者

識及び技能について行う。

3 知事は、第一項の試験を行うときは、試験施行日の三十日前までに、その日時、場所、科目、受験手続その他の試験に關して必要な事項を告示する。

(受験資格)

第十一條 試験は第九條の規定に該当しない者で、左の各号の一に該当する者でなければ受けることができない。

一 旧中等學校令による中等學校又はこれと同等以上の學校において、正規の建築又は土木に關する課程を修めて卒業した後、建築に關して一年以上の実務の經驗を有する者

二 建築に關して三年以上の実務の経験を有する者

(受験申込及び手数料)

第十二條 試験を受けようとする者は、様式第三号による受験申込書に履歴書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 前項の試験は、建築代理の業務を行うため、必要な知事を行う。

(資格の欠格事由)

第九條 第五條各号の一に該当する者は、建築代理士になる資格を有しない。

(試験の施行)

第十條 知事は毎年少くとも一回建築代理士の資格試験を行ふ。

2 前項の試験は、建築代理の業務を行うため、必要な知

様式第二号(用紙規格B5)

登録番号第 号

建築代理業登録証

本 籍

氏名
生年月日

現住所

事務所々在地

事務所名称

業務管理者資格氏名

上記の者は建築代理業者名簿に登録済であることを証す。

昭和 年 月 日

鳥取縣知事

様式第三号(用紙規格B5)

建築代理士資格試験申込書

年 月 日 実施される建築代理士の資格試験を受けたいので別紙関係書類を添えて申込します
なお次の事項は眞実で且つ正確であることを誓約します

氏名

生年月日

本籍

現住所

受験に関して通知を受けたい場所

條例第九條に関する事項

私は禁治產者でもなく準禁治產者でもありません。
私は條例第二十四條第一項に規定する処罰を受け又は建築物の建築に関して罪を犯したことではありません。
(あるときはその罪と罰)

昭和 年 月 日

氏名

鳥取縣知事 殿

様式第一号(用紙規格B5)

建築代理業登録申請書

私は建築代理業の登録を受けたいので鳥取縣建築代理業條例第三條の規定により、別紙関係書類を添えて申請します。

なお次の事項は眞実で且つ正確であることを誓約します。

ふりがな 氏名		年 月 日 生
------------	--	---------

本籍	
----	--

現住所	
-----	--

事務所々在地	
--------	--

事務所名称	
-------	--

建築代理士合格証 交付年月日及び番号	
-----------------------	--

業務管理者の氏名 及び建築代理士合 格証交付年月日及 び番号	
---	--

條例第五條に関する事項	私は禁治產者でなく、準禁治產者でもありません。 私は條例第二十三條第一項又は第二十四條第一項の規定によつて、建築代理業の登録を取り消されたことはありません。(あるときは取り消された年月日)
-------------	---

一級建築士又は二級建築士である場合の記入欄	私は條例第二十四條第一項に規定する処罰を受け又は建築物の建築に関して罪を犯したことはありません。(あるときはその罪又は罰)
-----------------------	---

級建築士登録番号	都道府縣名 第 号
----------	-----------

級建築士登録 昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
--------------------	----------

昭和 年 月 日

氏名

鳥取縣知事 殿

00896

00897

様式第六号

建築代理簿									
完工了事届出年月日	予定期月日	変更年月日	着手年月日	届申出請年月日	届申出請年月日	受諾年月日	手続区分	基準法(確認、許可届)	報酬額
氏名 住所 位置地									
積									
い建數	部統分存	面積	区分	建築面積	延べ面積				
率地		%							
%		%							

右鳥取縣建築代理業條例第十一條の規定により届け
件 (問) (ハサウエイ) 一
1 手続の代理をしたた
2 他の
3 事務所
4 業務管理者
5 受諾件数
6 登錄年月日
7 建築代理業者業務届

様式第七号

様式第四号

建築代理士合格証									
合格証番号第号									
本籍									
氏名 生年月日									
上記の者は建築代理業條例第八條第一項の規定に該当するにより 合格証を与える									
昭和年月日									
鳥取縣知事印									

様式第五号

建築代理業者登錄番号第号									
建築代理業者登錄番号第号									
横縦 一〇〇種類									
氏名 印 (法人代表者は法人名)									

様式第八号 用紙 縦八纏 橫六纏
(表)

第一号

建築代理業検査証

鳥取縣知事 西尾愛治

昭和二十五年十二月十六日

建築代理業検査証

鳥取縣委員會委員等給与條例

鳥取縣建築士審議會委員並びに鳥取縣建築士選考委員會

鳥取縣建築士審議會委員並びに鳥取縣建築士選考委員會
委員等給与條例を次のように定める。

別表	鳥取縣印
建築代理業條例	拔
鳥取縣知事 西尾愛治	名

第一條 鳥取縣建築士審議會(以下「審議會」という)
の委員並びに鳥取縣建築士選考委員會(以下「委員會」という。)の委員の報酬費用弁償はこの條例の定めるところにより支給する。

第二條 各委員に対する報酬は別表による。
第三條 各委員に対する報酬費用弁償は審議會、委員會招集のつど支給する。

第四條 この條例に定めるものを除くの外報酬の支給については官吏俸給令を準用し、費用弁償については鳥取縣旅費支給條例を適用する。

第二十二条 知事は必要に応じ関係吏員に代理業者の事務所に立ち入り検査し、若しくは業務を監査させ又は代理業者に監督上必要な報告書若しくは書類の提出を求めることが出来る。前項の場合は関係吏員は様式第八号の投票券を携し、その職務の執行をなける者の要求する場合にはこれを提示しならなければならない。

この條例は公表の日から施行し昭和二十五年十月一日から適用する。

別表

職

名

報酬一回に付

建築士審議會並選考委員會の會長である委員會

委員

二五〇円